令和７年度　松江市若者支援対策事業

補　助　事　業　者　募　集

困難を抱える青少年を支援する松江市の特定非営利活動法人を支援します。

補助金額　１団体 基本補助額９０万円と加算補助額（０～１１０万円）の合計額を上限
※詳しくは、松江市ホームページをご覧ください

募集期間　令和７年４月１日（火）～　４月１８日（金）

応募資格者　松江市内に主たる事務所を置き、松江市内において青少年の居場所の設置、運営等を行う特定非営利活動法人で市税に滞納がない次に掲げる要件をすべて満たす団体。

（１）不登校やひきこもり支援など青少年の社会参加及び社会的自立を目的とした活動実績が概ね１年以上あること
（２）法令などを遵守していること
（３）宗教活動又は政治活動を目的としていないこと
（４）公序良俗に反する活動を行う団体でないこと

補助対象事業

居場所事業（必須）	休憩の場等青少年が社会とのつながりを回復していく過程において安心して過ごすことができる場所の設置等を行うもの
就労支援事業（任意）	就労又は就労体験の場の提供、就労先又は就労体験先の開拓等を行うもの
学習支援事業（任意）	就学・復学又は資格取得に向けた学習の場の提供、指導員等による学習・進路指導等を行うもの
体験・交流支援事業（任意）	スポーツ、文化活動、自然体験や地域における交流体験等を通じコミュニケーション力の向上等を図るもの

など

補助率　補助対象経費の３分の２

補助対象経費
消費税及び地方消費税は除く

- 人件費（スタッフ等に対する賃金等）
- 賃借料（備品のリース料等）
- 報償費（謝金等）
- 使用料（施設使用料等）
- 旅費（講師、スタッフ、アルバイト等の交通費等）
- 委託費（清掃等事業の一部委託に限る）
- 役務費（通信運搬費、体験・交流活動時の保険料、手数料等）
- 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）　など

※詳しくは、松江市ホームページをご覧ください

応　募　方　法

提出する書類　松江市若者支援対策事業計画書（様式１）及び定款などの添付書類を青少年支援室まで提出（郵送または持参）してください。

様式等の掲示サイト
市ホームページ　→　暮らしのガイド　→　子育て・教育　→　健全育成・青少年　→　困難を抱える子ども・若者への支援　→　松江市若者支援対策事業補助金　令和７年度補助事業者募集 の中のメニューからダウンロードできます。

提出期限　令和７年４月１８日（金）　松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室必着
※応募に要する経費は、応募者の負担とします。また、提出された計画書等は返却しません。

応募事業の審査、採択等

1. 青少年支援室から事業内容の確認等を行う場合があります。
2. 選考は、選考委員会（非公開）を組織して行います。
3. 応募の状況により、ヒアリング等を実施する場合があります。その場合は改めてお知らせします。
4. 採択にあたっては、実施方法、執行額などに条件を付す場合があります。

お問い合わせ先　〒690-0061 松江市白潟本町 43 番地　スティック６階
松江市教育委員会生涯学習課青少年支援室
TEL：0852-24-7602　FAX：0852-20-2852